

議案第 16 号

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよ
うに改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「又はこれらの者と同等以上の知識及び経験を有する者として規則で定め
る者」を削り、同項第2号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、幼稚園、
小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和
24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の
次に次の2号を加える。

- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年
勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90
条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学
校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した
者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号に
おいて「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
第10条第3項に次の6号を加える。
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）
において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学
科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法
の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術
学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位
を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸
術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学
を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 附則第3条第2項中「施行日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「(平成32年3月31日)」を「(放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

放課後児童支援員の資格要件等について、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。